一般社団法人日本臨床内科医会定款施行細則

一般社団法人「日本臨床内科医会定款」に基づき、次の通り施行細則を定める。

第1章 総則

(ブロック制)

- 第1条 本会は、会務の運営上、全国を次の6ブロックに分ける。
 - (1)北海道・東北ブロック 北海道、青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島
 - (2)関東甲信越・東京ブロック 東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、 新潟、長野
 - (3)中部ブロック 富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重
 - (4) 近畿ブロック 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
 - (5)中国・四国ブロック 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
 - (6)九州ブロック 福岡、佐賀、大分、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

第2章 会 員

(個人会員の暫定措置)

第2条 団体会員たる内科医会の結成されていない地域にあって、本会の目的に賛同して入会しようとする者は、定款第10条第1項の規定に拘わらず、暫定的に個人会員となることができる。

(入会の暫定措置)

第3条 団体会員たる内科医会の結成されていない地域にあって、入会しようとする者は、 別に定める書式による入会申込書を直接本会に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(入退会の届出書)

第4条 入会申込書、退会届及び異動届の様式は、理事会で定める。

(入会の通知)

第5条 入会の申込みを受けたときは、会長は理事会の議決を経て入会の可否を決定しその 旨所属加入団体、或は、団体会員たる内科医会が結成されていない地域にあっては、個 人に通知するとともに、入会者の名称若しくは氏名を会誌に載せて公示する。

(異動の届出の暫定措置)

第6条 加入団体のない個人会員が、その住所及び氏名等を変更したときは、速やかに直接 本会へ届出なければならない。

(退会の暫定措置)

第7条 団体会員たる内科医会の結成されていない地域にあっては、個人会員が退会しようとするきは、退会届を直接本会に提示するものとする。

(会費の免除)

第8条 特別の事情の下に、会員の申し出がある場合には、代議員会の議決を経て、会費を 免除することができる。

(名簿の作成)

第9条 理事会は、役員改選前年度の12月1日現在により、定款第17条に規定する会員の 名簿を作成するものとする。

第3章 役員

(理事)

第10条 理事は、施行細則第9条の名簿に基づき、施行細則第1条に規定するブロック毎の

定数を、原則として比例配分により定めることとし、各ブロックの協議により推薦された会員を、社員総会及び総会において選任する。

2 会長は、代議員会の承認を得て、定款第29条第1項の規定にかかわらず若干名の理事を指名できることとするが、理事総数は定款第28条第1項に定める定数を越えてはならない。

(会務の分担)

- 第11条 会務の運営のために次の各部を設け、それぞれ副会長および常任理事が分担・掌握する。
 - (1)総務部
 - (2) 庶務部
 - (3)経理部
 - (4)学術部
 - (5)社会保険部
 - (6)社会医療部
 - (7)広報部
 - (8)研修推進部

第4章 代議員

(代議員の選出時期)

第12条 代議員の選出は、2月中に行うものとする。

(代議員の選任)

- 第 13 条 代議員の選出は、定款第 17 条の名簿に基づき定款第 10 条第 1 項第 2 号に規定する団体に委嘱する。
 - 2 代議員の数は、定款第10条第1項第2号に規定する団体の会員数に異動があっても、 次の改選期までは変更しない。

第5章 会長及び監事の選挙

(選挙管理者)

第14条 会長及び監事の選挙に関する事務は、理事会が管理する。

(投票及び開票の管理)

第15条 投票及び開票並びに当選人の決定に関する事務は、代議員会の議長が管理する。 (投票立会人及び開票立会人)

第16条 議長は、投票並びに開票立会人若干名を選挙人の中から選任する。

(投票)

- 第17条 選挙は、投票により行う。
 - 2 投票は、各選挙につき1人1票とし、会長選挙については、単記無記名、監事については、3名連記無記名とする。
 - 3 投票用紙の様式は、理事会が定める。

(当選人)

- 第18条 会長及び監事の当選は、有効投票の最多数を得たものから順次これを決定する。
- 2 当選人を定めるに当たり、得票数が同数であるときは、抽選によりこれを決定する。 (投票の省略)
- 第19条 候補者の数が、その選挙における会長又は監事の定数であるときは、投票を行わず に、その候補者を当選と決定することができる。

(選挙の期日)

- 第20条 会長及び監事の選挙は、原則として4月中に行うものとする。
 - 2 理事会は、選挙に関する告示を投票日の15日前までに、全代議員に通知するものとする。

(候補者)

- 第21条 会長及び監事の選挙において候補者になろうとするものは、告示のあった日から定められた期日までの間に、文書をもってその旨を理事会に届出なければならない。
 - 2 理事会は、前項による候補者一覧表を作成し、当該選挙の期日 7 日前までに代議員に 通知しなければならない。

第6章 委員会

(委員会)

第22条 委員会は、会長から付託された案件を審議する機関とする。

(委員の選出)

第23条 委員会の委員は、各ブロックの推薦に基づき、会長が会員の中から委嘱する。 (委員会の構成)

- 第 24 条 委員会委員の定数は、10 名以内とし、各ブロックより 1 名参加するのを原則とする。但し、常任理事会が認めた特別の場合に限り、12 名を上限として認めることができる。
 - 2 委員会には、委員長1名及び副委員長若干名を置く。
 - 3 委員長及び副委員長は、委員会において委員が互選する。
 - 4 委員長は、委員会の議事を整理し、その都度必要な記録を作成し、会長に報告しなければならない。
 - 5 各委員の任期は、役員の任期に準ずる。
 - 6 各委員会の運営は、担当役員に一任する。

(特別委員会)

- 第25条 会長は、必要と認めたときは、常任理事会の議決を経て特別委員会を設けることができる。
 - 2 特別委員会は、付託された特定の事項について審議し、理事会又は代議員会にこれを 報告する。
 - 3 特別委員会の委員は、会長が委嘱し、その任期は任務終了までとする。
 - 4 特別委員会の運営は、前条の例による。

第7章 日本臨床内科医学会

(学会の時期)

- 第26条 日本臨床内科医学会(以下学会という)は、原則として毎年秋に開催するものとする。 (学会の目的)
- 第27条 学会は、臨床内科学に関する研究並びに知識の充実を図り、生命倫理の高揚と医療 水準の向上に寄与することを目的とする。

(学会の役員)

- 第28条 学会を主催するため、次の役員を置く。
 - (1)学会長1名
 - (2)学会副会長若干名
 - (3)委員若干名
 - 2 学会副会長及び委員は、学会長がこれを委嘱する。その職責並びに員数に関しては、 学会長が定める。

(学会の役員等の職務)

- 第29条 学会長は、常任理事会との協議を経て、学会の運営にあたる。
 - 2 学会副会長は、学会長を補佐し、学会長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 3 委員は、学会の会務を処理する。

(学会の役員等の任期)

第30条 学会の役員等の任期は、定款第30条第4項の学会長の任期に準ずる。

(学会に関するその他の事項)

第31条 学会に関するその他の必要な事項は、学会長の提案に基づき、理事会の議決を経てこれを定める。

第8章 会計

(経費の支弁)

第32条 毎会計年度内の経費は、その年度内の歳入でこれを支弁する。

(予算の作成)

- 第33条 毎会計年度の予算は、理事会の議決を経て会長がこれを作成し、代議員会の議決を経なければならない。但し、代議員会の日までは前年度の予算を基準として執行する。
 - 2 既定予算の追加又は更生をしようとするときは、理事会の議決を経て会長がこれを作成し、代議員会の議決を経なければならない。
- 3 予算外の支出、又は、予算超過の支出に充てるため、予備費を設けることができる。 (一般会計及び特別会計)
- 第34条 本会は、特別会計を設けることができる。
 - 2 特別会計は、一般会計と明確に区分しなければならない。
 - 3 通常の会費、寄付金及びその他の収入金に関する出納は、一般会計とする。
 - 4 特別の目的をもって徴収した会費、寄付金及びその他の収入金に関する出納は、特別会計とする。
 - 5 特別会計の収支については、代議員会に報告しなければならない。

第9章 雜則

(定款施行細則の変更)

第35条 定款施行細則の変更は、代議員会の議決を経なければならない。

付 則

(施行細則の発効)

第1条 この運営規約施行細則は、平成16年10月1日から施行する。

(中間法人役員の人格なき社団役員併任)

第2条 有限責任中間法人日本臨床内科医会の役員は、日本臨床内科医会の役員を、それぞれ自動的に併任するものとする。

(日本臨床内科医会の事業活動休止)

第3条 有限責任中間法人日本臨床内科医会の10月1日設立に伴い、従来の人格なき社団日本臨床内科医会は、9月30日をもって一切の事業活動を休止する。

(人格なき社団の一般会計、特別会計の閉鎖)

- 第4条 日本臨床内科医会は、事業活動の休止に伴い、9月30日をもって一般会計、特別会計の繰上決算を行い、両会計を、閉鎖する。
 - 2 一般会計、特別会計両会計の残余財産については、会長が責任をもって管理し財務状況を有限責任中間法人日本臨床内科医会の定期総会において、報告するものとする。

- 第5条 平成20年12月1日、一般社団・財団法人法が施行されたのに伴い、中間法人法が廃止となったので、一般社団・財団法人法施行に伴う整備法第2条第2項により即日「一般社団法人」に名称を変更、登記を了した。
- 第6条 平成23年9月17日付の定款全面改正に伴い、本施行細則も改正した。